

第 1 条 (会員資格)

会員とは、株式会社関電アメニックス（以下「当社」といいます。）が運営する「エルイン京都」（以下「ホテル」といいます。）に対し、本規約を承認のうえ、当社所定の入会を申し込み、当社が入会を認めた方をいいます。

第 2 条 (会員カードについて)

- 当社は、会員カードを会員 1 名につき 1 枚発行します。
- 会員カードおよび会員資格は、会員本人以外に譲渡・貸与・買入・寄託することはできません。

第 3 条 (会員ポイントについて)

- 会員ポイントは、入会后、チェックアウトの際に、所定のポイント数が宿泊したホテルで付与されます。
- 入会以前の利用実績による会員ポイントの付与はできません。
- 会員ポイントは、会員本人からの電話予約、およびホテル公式サイト (<https://www.elinn-kyoto.com/>) からのご予約の場合、100 円につき第6項に定める会員ステータスに応じたポイントを付与します。（100 円未満は切捨。）
- 旅行代理店、および各種予約サイト等を通じてのご予約の場合はポイント付与の対象外となります。
- 会員ポイントは、会員本人の宿泊部屋料金（税抜）のみを対象とします。宿泊以外の電話料金・VOD（ビデオ・オン・デマンド）・マッサージ等・館内諸施設利用等にはポイントを付与できません。
- 会員は、累計利用金額（ポイント付与対象利用金額）に応じて、ステータスが変更となります。

ステータス	要件	ポイント付与率
ブロンズ	累計利用金額30,000円未満	3%
シルバー	累計利用金額30,000円以上	5%
ゴールド	累計利用金額100,000円以上	10%
プラチナ	累計利用金額300,000円以上	15%

- キャンペーン等によりポイント還元率が変動する場合があります。
- 付与されたポイントは1ポイント1円として、100ポイント単位で宿泊代の割引に利用できるほか、会員向けサービスメニューの支払いに利用できます。
- 滞在中に付与される会員ポイントの利用・交換は、最終宿泊日の翌日以降から可能です。なお、会員ポイントの利用、交換についての最新情報（「会員特典」）は、ホテル公式サイト (<https://www.elinn-kyoto.com/membership/>) に掲載しております。
- 会員カードの紛失・盗難等により、第三者に利用された会員ポイントについては、当社は一切の責任を負いません。
- 会員ポイントは、譲渡・貸与・買入・寄託・合算することはできません。
- 会員ポイントを宿泊代に充当して利用する際、自動精算機より発行される領収書には利用ポイントの明細が記載され、領収書に記載される金額は、料金の合計からポイント利用分を差し引いた金額です。また、料金の合計金額を記載された領収書をご希望の場合、但し書きにポイント利用分を記載した領収書を発行します。
- 会員ポイントの有効期間は第 6 条に定めます。

第 4 条 (入会金・年会費)

入会金、年会費は無料です。

第 5 条 (会員カードの再発行)

- 会員カードを紛失した場合、当社所定の手続きにより、再発行いたしますので「エルイン京都」にお申し出ください。なお、再発行にかかる費用として100円をいただきます。
- 会員カードの破損、摩耗等による不具合が生じた場合は、「エルイン京都」にて当該カードと引き換えに会員カードを無料で再発行いたします。

第 6 条 (ポイントの有効期限)

- ポイントの有効期限はポイント付与対象となる最終ご利用日から起算して 2 年です。
- 有効期限経過後は、会員ポイントは自動的に喪失します。
- ステータスはポイント有効期限経過後も維持されます。

第 7 条 (個人情報の取り扱い)

- 当社は会員が入会登録時に申告した個人情報を次の目的で使用します。
- ポイントの加減算
- 当社からの電子メール、SNSなどによる案内送付
- ご意見、ご感想、アンケート等の依頼
- 特典、その他サービスの提供
- マーケティングデータの作成
- 前各号のほか、会員の事前の同意を得た場合
- 当社の個人情報保護法方針につきましては、関電アメニックス公式サイトをご参照ください。

第 8 条 (届出事項の変更)

会員は、当社に届け出た住所、氏名、電話番号等が変更になった場合、遅滞なく当社または「エルイン京都」へ届け出るものとします。

第 9 条 (会員資格の喪失)

会員は、以下の場合、有効期限内であっても会員資格および会員ポイントを喪失します。

- 会員より退会の届けがあったとき
- 住所、電話番号等の連絡先が不明になったとき
- 入会時に虚偽の申請をしたとき
- ホテルおよび当クラブの名誉を著しく傷つけ、また秩序を乱したとき
- ホテル宿泊約款、利用規則および本規約に違反したとき
- 会員カードの偽造・変造・不正利用が発覚したとき
- 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定める各種暴力団組織に関与している、またはこれに準ずる場合や準ずると当社が判断したとき
- その他、会員として相応しくないと当社が判断したとき

第 10 条 (規約の変更等)

会員は、当社が本規約または会員特典を予告なく変更、改定または廃止することがあることを予め承諾するものとします。なお、会員は本規約の変更があった場合、改定後の規約に従うことを予め承諾するものとします。ご利用の際は最新の規約をホテル公式サイト (<https://www.elinn-kyoto.com/membership/>) でご確認ください。

第 11 条 (免責事項)

当社はポイントサービスの運用にその時点での技術水準を前提に最善を尽くしますが、障害が生じないことを保証するものではありません。当社の責によらない事由により会員に生じた損害について、当社は一切責任を負わないものとします。

第 12 条 (会員組織の終了)

当クラブは、事前に会員に対してその旨を告知した上で終了する場合があります。

※本規約は平成 30 年 10 月 3 日現在検討しているものであり、変更となる場合がございます。

